

議案参考資料

[令和7年第3回定例会(9月)]

[担当課(室)係(担当)]

選挙管理委員会事務局 選挙担当

議案名

議案第63号 桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

桐生市議会議員及び桐生市長の選挙における選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公費負担の限度額及び単価を、公職選挙法施行令に規定する限度額及び単価に準じた額に改めようとするものです。

概要

公職選挙法施行令第109条の8及び第110条の4の規定に準じ、選挙運動用ビラ作成に係る単価、選挙運動用ポスター作成に係る印刷費単価を、下表のとおり改めます。

区 分	現 行	改正後	増減
選挙運動用ビラ作成 作成費単価	7 円 73 銭	8 円 38 銭	+65 銭
選挙運動用ポスター作成 印刷費単価	541 円 31 銭	586 円 88 銭	+45 円 57 銭

(施行期日：公布の日)

背景・経過

選挙運動用ビラ作成及び選挙運動用ポスター作成の公営に係る限度額及び単価については、県内全市が公職選挙法施行令に準じており、公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和7年政令第200号)により国の選挙における公営に係る費用の限度額及び単価が引き上げられています。